

VI. 学生生活

1. 学生心得

(1) 学生への連絡手段について

学生に対する連絡は掲示板のほかwebによっても行いますので、次の掲示板、「CAMPUSSQUARE」、**「WebClass」**を毎日の登下校時には、必ず確認してください。

種 別	掲示板の設置個所
学部学生の講義，試験，休講等の授業関係	3号館1階，
学科，コース及びプログラムの掲示関係	3号館2階 1号館2階，2号館1階，3号館1階
保健室からのお知らせ	鶴岡キャンパス学生センター前
奨学金募集関係	鶴岡キャンパス学生センター前
国際交流関係	鶴岡キャンパス学生センター前
就職関係	1号館1階 就職情報室
一般用の掲示関係	1号館1階，農学部会館1階（入口付近）
主に授業担当教員が <u>授業に関する連絡</u> に使用	WebClass
主に事務からの連絡(学生の呼び出し)など その他の <u>連絡</u> に使用	学務情報システム「CAMPUSSQUARE」

（注）掲示の見落としは、取り返しのつかない事態になることもあります。

(2) 学業上の相談について

《アドバイザー制について》

本学では、きめ細かな学習指導を行うため、学生1人1人に対して責任を持って指導するアドバイザー教員が決められています。

アドバイザー教員は、学生の皆さんが、有意義な大学生活を行うための様々な指導を行うとともに、良き相談相手でもあります。学習面、生活面に関わらず、心配なことがある時は、まず、各自のアドバイザー教員を訪ねてみましょう。

《学務委員会と学務担当について》

鶴岡キャンパスには、各コースの教員から構成される学務委員会が設置されています。学務委員会では、学生の異動（休学・退学等）に関することをはじめ、学生の教務，学生生活等に関すること全般について審議しています。また学生に関する事務のほとんどは、学務担当で処理しています。学生生活を送る上で不明な点がある場合は、学務担当までお問い合わせください。

（３）事務窓口について

学生に直接関係のある事務は、学務担当で行います。

学 務 担 当 鶴岡キャンパス学生センター

電 話 番 号 0235-28-2809

受 付 時 間 8時30分～17時00分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

（４）証明書の発行等について

１）証明書自動発行機

証明書自動発行機 多目的ルーム

利 用 時 間 8時30分～17時00分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

証明書自動発行機により次の証明書を発行できます。

○在学証明書

○成績証明書

※厳封する必要がある場合は、証明書自動発行機で発行した後、学生センター内にある封筒を使用し、各自で厳封してください。

○卒業見込証明書（４年次・大学院２年次）

○学割証

※不正に使用することのないよう十分に注意のこと。

○健康診断証明書（健康診断項目を全て受検、再検査等不要の学生）

２）その他の証明書

上記以外の証明書については、学務担当に申し込んでください。交付までは、通常３日程度かかります。また、証明書の種類によっては、３日以上かかる場合がありますので、時間的な余裕をもって早めに申し込むようにしてください。

（５）諸願出、届出について

学務担当では、次の願出等を受け付けています。詳細については、学務担当までお問い合わせください。

種 別	備 考
休学	
復学	
転学（転学部・転コース）	
退学	
通学定期乗車券	
授業料免除願書	
授業料徴収猶予	
入寮（退寮）	
奨学金願書	
連絡先変更届	
保証人変更届	
学生証再交付	
進路調査票	

種 別	備 考
海外渡航届出書・海外渡航行程表	
サークル結成	
サークル継続	
サークル解散	
サークル役員変更	
体育施設使用	
課外活動共用施設使用	
鶴岡キャンパス会館使用	
集会届	
掲示願	
用具の使用	
事故状況報告	
駐車許可証	

1) 休学・復学・退学について

休学，復学，退学の事由が発生した場合は，直ちに学務担当に連絡し，所定の用紙に必要事項を記入し，保証人連署の上，アドバイザー教員又は指導教員の許可を得て提出してください。特に奨学生である者に前述の事由が発生した場合は，別途手続きが必要なため注意してください。休学期間は通算して，3年（学部生）を超えることはできません。休学期間は在学期間に算入しません。なお，休学している者が休学期間を満了した場合には，復学しなければなりません。

補足①：学期開始の月の末日（前期は4月30日，後期は10月31日）までに休学を許可された場合は，月割計算によって休学する翌月から復学する前月までの授業料は免除されます。したがって，学期開始の月の末日後に休学が許可された者は，該当する学期の授業料を全額納付しなければなりません。

補足②：退学する場合には，その学期に属する授業料は納付しなければなりません。また，退学する者は学生証を返納しなければなりません。

2) 除籍について

次のいずれかに該当すると，除籍となる場合があります。

- (1) 在学期間が修業年限の2倍を超えた場合。
- (2) 病気その他の理由(*)で，成業の見込みがない場合。
- (3) 入学料の免除もしくは徴収猶予を申請し，不許可，半額免除許可，徴収猶予許可のいずれかとなった者が，所定の期日までに入学料を納付しない場合。
- (4) 授業料の納付を怠り，督促を受けてもなお納付しない場合。

* 「無届で1年以上欠席している場合，または入学後2年（休学期間を除く）を経過しても鶴岡キャンパスへ進級できない場合」

3) 住所，保証人，本籍等の変更

住所，保証人，保証人住所，氏名等に変更が生じたときは，速やかに学務情報システムにて変更，または学務担当にご連絡ください。

4) 海外渡航について

私事渡航を含め，海外渡航を予定している学生は学生センター学務課国際室に連絡し，所定の用紙に必要事項を記入の上，必ず渡航前に学生センター学務課国際室まで提出してください。

(6) 奨学金及び授業料免除について

日本学生支援機構，地方公共団体及び民間企業等の奨学事業について，山形大学ホームページ及び鶴岡キャンパス学生センター前の掲示版にて案内していますので，希望者は確認の上，申請してください。

また，経済的理由又は学資負担者の死亡，災害等の理由により授業料の納付が困難であり，学業成績優秀と認められる者に対し，選考の上，その期の授業料の全額又は半額を免除する制度があります。掲示版にて案内しますので，授業料免除を受けようとする者は，事前に願書の交付を受け，指定された期間内に学務担当に出願してください。

(7) アルバイトの紹介について

アルバイトについては、山形大学生生活協同組合にて紹介しています。詳しくは山形大学生生活協同組合ホームページ <https://www.yamagata.u-coop.or.jp> を参照ください。

(8) 就職について

就職を希望する学生には、小白川キャンパスキャリアサポートセンター（学生センター内）及び、鶴岡キャンパス就職情報室（1号館1階）にて、進路相談を含め就職のサポートを行っています。

(9) 学生寮について

鶴岡キャンパスには、学生寮として啓明寮があります。掲示板及び農学部ホームページにて募集の案内を行いますので、入寮希望者は確認の上、申し込みしてください。

なお、申し込み後に入寮者の選考を行います。入寮の時期は、4月、7月、10月、11月です。

2. 健康管理

(1) 鶴岡キャンパス保健室

1) 健康相談、学生相談等について

鶴岡キャンパス保健室では、学校医（専門医）等による次の健康相談、学生相談等に応じています。相談日程は、鶴岡キャンパス学生センター前の掲示版にてお知らせします。

種 別	内 容	担当者
健康相談	内科相談・歯科相談（各毎月1回）・精神科医相談	学校医
学生相談	勉学、対人関係、進路等の心理面の相談（毎週4回）	カウンセラー
その他	救急処置、健康相談、保健指導、医療機関の紹介、諸検査（尿検査、心電図検査、血圧測定、聴力・視力検査、その他）	看護師

2) 保健室窓口について

鶴岡キャンパス保健室 農学部会館1階

電 話 番 号 0235-28-2817

受 付 時 間 8時30分～17時00分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

3) 定期健康診断

学校保健安全法で定められている定期健康診断を、毎年4月に実施しています。学生生活を送る上で支障をきたす疾患を早期に発見することを目的としているので、必ず受検してください。

月 別	対 象	内 容
4 月	編 入 生	胸部X線間接撮影、内科検診、歯科検診、眼科検診、耳鼻科検診、計測、血圧測定、視力検査、聴力検査、尿検査
	学部2・3・4年生	計測、視力検査、尿検査

4) その他

上記以外に、次のような業務を行っています。

○スポーツ関係者健康診断 対象：体育クラブ所属学生、対外試合出場学生

内容：心電図検査、尿検査、血圧測定、診察、その他

(2) 学生のための保険

次の保険の加入申込・保険請求を受け付けています。

○学生教育研究災害傷害保険

○学研災付帯賠償責任保険

○学研災付帯学生生活総合保険

3. 注意事項

(1) 交通規制

鶴岡キャンパスでは、教育・研究上必要な環境を保持することを目的に駐車規制や交通安全等に関し必要な事項を定めています。

自動車による通学は、駐車許可証がないとできませんので注意してください。駐車許可証の発行条件については、学務担当に確認してください。

また、構内は徐行（制限速度10km）を厳守し、事故防止に注意するとともに、研究や授業の妨げにならないように静かに運行してください。

バイク、自転車についても指定の場所に置いてください。

(2) キャンパス・ハラスメント（本学ホームページ「学生生活」参照）

キャンパス・ハラスメントとは、セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントなどのハラスメントのことです。個人の人権を侵害するものであり、いかなる場合でも許されません。

鶴岡キャンパスでは、安全で適切な教育を受ける環境を阻害することのないよう、その防止に努めていますが、万一問題が発生した場合は、保健室においても常時対応していますので相談員に相談するようにしてください。

なお、相談を申し出た本人のプライバシーはもちろんのこと、当事者双方の人権の保護に十分配慮しながら対応することとなっています。

(3) 薬品の取扱い

実験や実習で使用する薬品の中には、人体に有害なものが数多く含まれています。これらは、ちょっとした不注意によって、学生自身はもとより社会的にも重大な被害を及ぼすことがあります。

薬品による事故を防止するため、薬品を使用する実験や実習を行うときは、山形大学毒物及び劇物取扱規程に基づき事故の防止に努めてください。

また、「農学部安全衛生教育テキスト」が農学部ホームページ「キャンパスライフ」内に掲載されていますので参照してください。

(4) 懲戒について

試験等における不正行為など、本学の学生として不適切な行為等が認められた場合には、巻末の規程に従って懲戒を受けることになります。